

北上地区消防組合消防本部訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合消防安全管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年1月22日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合消防安全管理規程の一部を改正する訓令

(別紙のとおり)

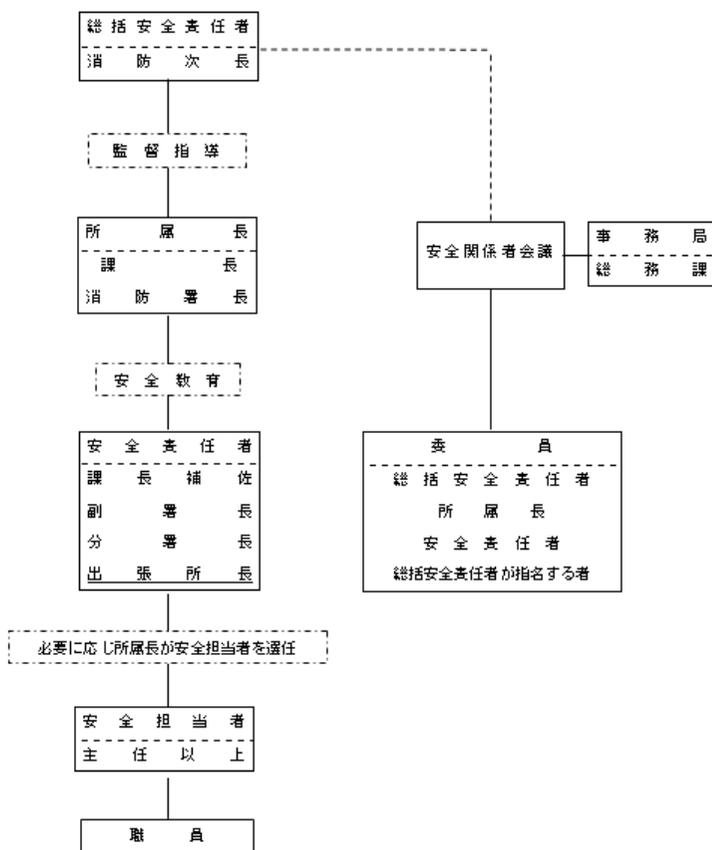
北上地区消防組合消防安全管理規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防安全管理規程（平成16年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

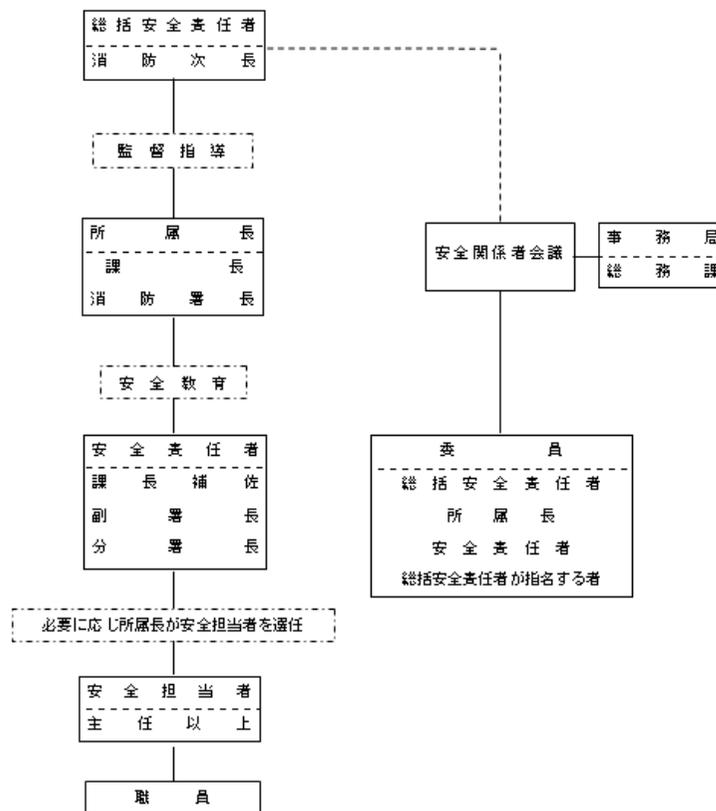
改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、北上地区消防組合における消防の職場（以下「職場」という。）及び消防職員（以下「職員」という。）の安全管理について必要な事項を定め、公務災害の防止及び軽減を図り、<u>もって安全な消防業務の推進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(安全責任者の責務)</p> <p>第4条 安全責任者は、職場及び職員の安全管理の推進者として、この<u>規程</u>に定めるところに従い、誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第6条 職員は、常に安全に関し自己管理に努めるとともに、総括安全責任者、所属長、安全責任者及び安全担当者が、この<u>規程</u>に基づいて実施する安全管理上の措置に従わなければならない。</p> <p>2 職員は、常に職場を整理整頓し、細心の注意を<u>もって</u>安全管理及び事故原因の排除に努めなければならない。</p> <p>(統括安全責任者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総括安全責任者は、消防次長を<u>もって</u>充てる。ただし、消防次長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務課長を<u>もって</u>充てる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、北上地区消防組合における消防の職場（以下「職場」という。）及び消防職員（以下「職員」という。）の安全管理について必要な事項を定め、公務災害の防止及び軽減を図り、<u>もって安全な消防業務の推進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(安全責任者の責務)</p> <p>第4条 安全責任者は、職場及び職員の安全管理の推進者として、この<u>訓令</u>に定めるところに従い、誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第6条 職員は、常に安全に関し自己管理に努めるとともに、総括安全責任者、所属長、安全責任者及び安全担当者が、この<u>訓令</u>に基づいて実施する安全管理上の措置に従わなければならない。</p> <p>2 職員は、常に職場を整理整頓し、細心の注意を<u>もって</u>安全管理及び事故原因の排除に努めなければならない。</p> <p>(統括安全責任者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総括安全責任者は、消防次長を<u>もって</u>充てる。ただし、消防次長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務課長を<u>もって</u>充てる。</p>

<p>3 [略] (安全責任者)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 安全責任者は、消防本部の課長補佐並びに消防署の副署長、<u>分署長及び出張所長</u>を<u>もって</u>充てる。</p> <p>3・4 [略] (安全担当者)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 安全担当者は主任以上の者を<u>もって</u>充てる。</p> <p>3 [略] (安全関係者会議の構成等)</p> <p>第12条 安全関係者会議は、次の各号に掲げる委員を<u>もって</u>構成する。 (1)～(4) [略]</p> <p>2 安全関係者会議の議長は、総括安全責任者を<u>もって</u>充てる。</p> <p>3 [略] (安全関係者会議の開催)</p> <p>第13条 安全関係者会議は、年1回以上開催するものとし総括安全責任者が<u>召集</u>する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>3 [略] (安全責任者)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 安全責任者は、消防本部の課長補佐並びに消防署の副署長<u>及び分署長</u>を<u>もって</u>充てる。</p> <p>3・4 [略] (安全担当者)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 安全担当者は主任以上の者を<u>もって</u>充てる。</p> <p>3 [略] (安全関係者会議の構成等)</p> <p>第12条 安全関係者会議は、次の各号に掲げる委員を<u>もって</u>構成する。 (1)～(4) [略]</p> <p>2 安全関係者会議の議長は、総括安全責任者を<u>もって</u>充てる。</p> <p>3 [略] (安全関係者会議の開催)</p> <p>第13条 安全関係者会議は、年1回以上開催するものとし総括安全責任者が<u>招集</u>する。</p> <p>2 [略]</p>
---	--

安全管理組織図



安全管理組織図



備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。